

## 支え合いの大切さを広める標語 使用基準

## 1 趣旨

この基準は、支え合いの大切さを広める標語（以下、標語という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

## 2 使用目的

標語は、これまで以上に市民が普段から支え合えるように共助の意識を浸透させる取組みを行う場合に使用できるものとする。

## 3 使用できる標語

使用できる標語は次に示すものとする。

- (1) 支え合い 勇気を出して 声かけて
- (2) なじらねと かける一言 つながる縁
- (3) あなたのひと声で 心繋がる、笑顔広がる地域の輪
- (4) ありがとう この一言で 広がる笑顔
- (5) 支え合い みんなで増やす 明るい笑顔
- (6) 支え合い 人と人をつないでく
- (7) 「ありがとう」 いっぱいいえる いい町へ

## 4 使用の届け出

標語を使用しようとする者（個人、法人及び法人格のない団体を含む。以下、使用者という。）は、あらかじめ別記様式を西区自治協議会に届け出るものとする。

## 5 使用基準

- (1) 使用者は、「2 使用目的」にある取組みを行う場合に標語を使用することができる。ただし、次のいずれかに該当する場合は、使用することができない。
  - ① 法令及び公序良俗に反するおそれがある場合
  - ② 営利活動又は特定の政治、思想、宗教等の活動の目的に利用されるおそれがある場合
  - ③ 特定の個人、団体等のキャッチフレーズ、商標として使用する場合
  - ④ 暴力団、暴力団員及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に使用させようとする場合
  - ⑤ その他、使用上適当でないと思われる場合
- (2) 標語を使用する際は、使用する標語と「支え合いの大切さを広める標語」の表記を併記するものとする。
- (3) 標語を使用する際は、(2)の表記や使用する標語の文言を変更しな

いこと。

6 使用の中止

西区自治協議会は、標語の使用に関し、「4 使用基準」の①から⑤に該当するなど不適正な使用が認められた場合、使用者に対しその使用を中止させることができる。

7 使用に関する責任

標語の使用に係る問題及び損失補償等については、使用者が一切の責任を負う。

8 使用料

標語の使用料は、無料とする。

9 権利

標語に関する一切の権利は、新潟市に帰属する。

10 その他

この基準に定めのない事項については、別に定める。

11 発効

本基準は、令和3年1月19日から効力を有する。